

③地域の活性化

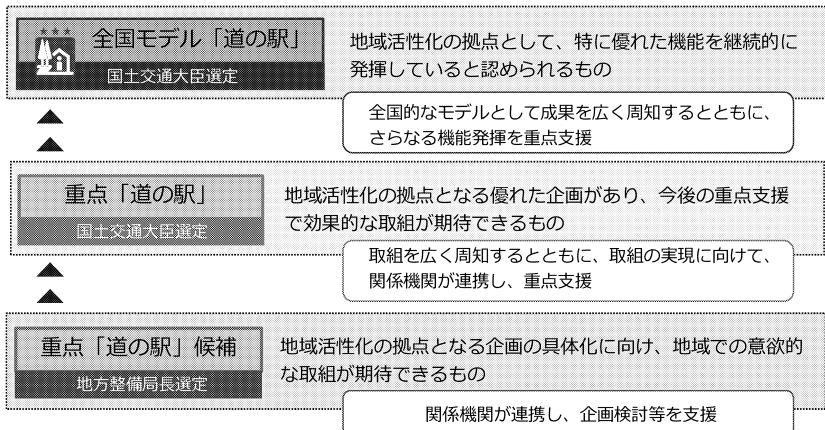
重点「道の駅」制度の創設

■地域活性化の切り札として「道の駅」を活かすため、全国のモデルとなる先駆的な取組を重点「道の駅」として選定し、国民に広く周知を図り、計画段階から重点的に支援します。（P26参照）

○重点「道の駅」制度

- ・地域の創意工夫により、「道の駅」を地域活性化の拠点として活かす取組が進展
- ・全国のモデルとなる先駆的な取組を重点「道の駅」として選定し、国民に広く周知し、支援することにより、「道の駅」を核とした地域活性化の取組を促進する制度を新たに創設

＜重点「道の駅」に想定される機能＞



○トイレ等の適切なリニューアルなど、基礎的なサービス水準を確保

- ・多機能トイレ、無料公衆無線LAN等の整備を推進
- ・電気自動車（EV）充電器は、利便性を考慮し、道路区域内を含め設置を促進

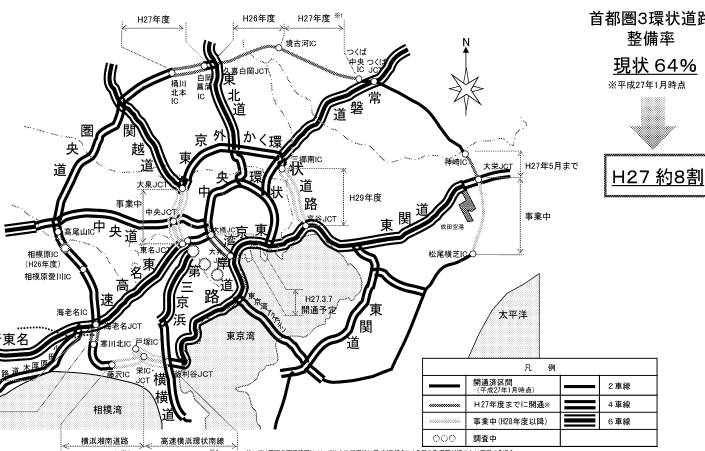
④成長戦略の具体化

効率的な物流ネットワークの強化

■迅速かつ円滑な物流の実現などのため、三大都市圏環状道路等を中心とする根幹的な道路網を重点的に整備します。

- ・都心環状線は、都心に用事のない車両による通過交通が約6割
- ・配送日時が指定されている輸送件数の増加（H17：62.2%→H22：71%〔件数ベース〕）

○首都圏3環状道路は平成27年度に概成

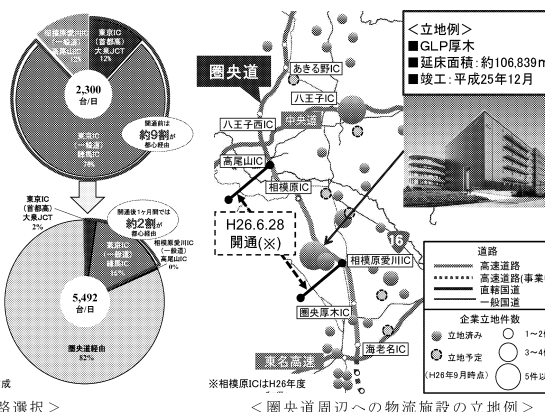


○首都圏の料金体系については、国土幹線道路部会^{※10}の基本方針における、平成28年度より水準の整理・統一及び起終点を基本とした料金を導入すべきとの方針を踏まえ、具体の検討を進める（近畿圏は、平成29年度からの導入に向け、地域固有の課題等の整理を進める）

○圏央道の開通により、東名高速と関越道の乗り継ぎにおいて、圏央道経由に転換



○多数の事業者が圏央道周辺の物流施設を整備



参10：社会資本整備審議会道路分科会 国土幹線道路部会

《平成27年度 道路関係予算概要 1面より》

【主要事項の概要】

①東日本大震災からの復興加速

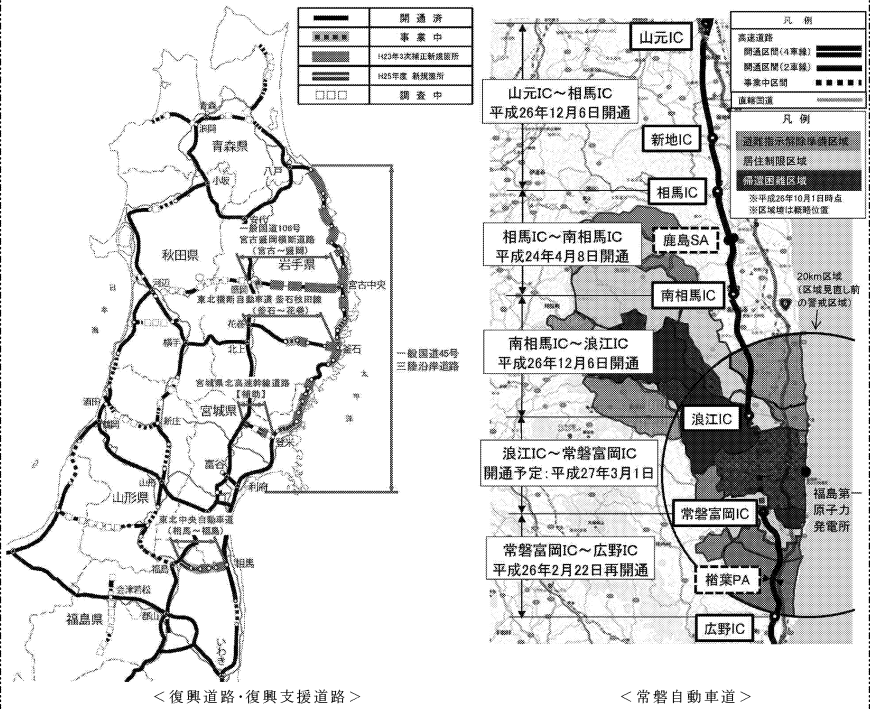
■復興道路・復興支援道路は、トンネル・橋梁などの主要構造物に本格着手しており、引き続き、民間の技術力を活用した事業促進PPPを活用しつつ、工事の全面展開を図り、早期整備を目指します。

■常磐自動車道は平成27年3月1日に全線開通する予定です。

○震災後に事業化（平成23年11月）された復興道路・復興支援道路のうち5区間・42kmにおいて開通見通しが確定し、事業化から6～7年という異例のスピードで開通する見通し

○事業の円滑な進捗、事業マネジメントの充実等を図るため、引き続き、民間の技術力を活用した事業推進体制（事業促進PPP^{※1}）により事業を進める（全13チーム 平成26年12月末時点）

○常磐自動車道は、山元IC～相馬IC間、南相馬IC～浪江IC間が平成26年12月6日に開通し、残る浪江IC～常磐富岡IC間は、開通目標を約2ヶ月前倒し、平成27年3月1日に開通する予定



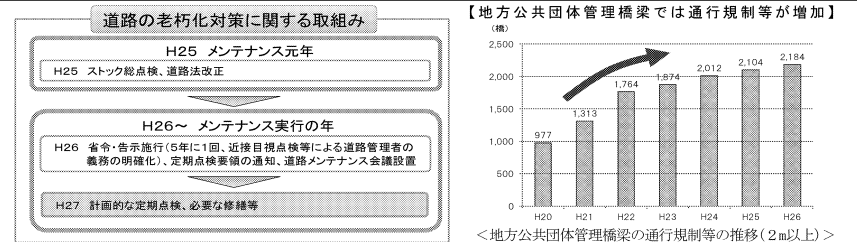
参1：PPP：Public Private Partnership（官民連携、公民協働の意）

②国民の安全・安心の確保

道路の老朽化対策の本格実施

■橋梁（約70万橋^{※2}）・トンネル（約1万本）等の全数監視の義務化に伴い、点検等を着実に実施します。

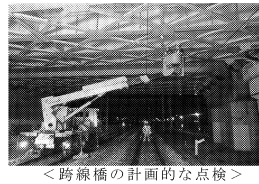
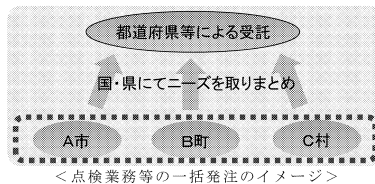
■産学官のリソース（予算・人材・技術）を最大限投入し、メンテナンスサイクル（点検・診断・措置・記録）の推進に取り組みます。



○地方公共団体に対する支援

－「道路メンテナンス会議^{※1}」を活用した定期点検の着実な推進

- ・地域単位での点検業務の一括発注等の実施^{※2}
- ・5年間の点検計画に基づき、点検・修繕等を計画的に実施^{※3}
- ・跨線橋・高速道路跨道橋は優先的に点検。高速道路跨道橋では道路法以外の施設についても「跨道橋連絡会議」^{※4}による管理者への点検要請等を実施
- ・点検・診断等の結果を「道路メンテナンス年報（仮称）」としてまとめ、評価・公表



－財政支援の実施

- ・施設の重要度、健全度を考慮した支援の実施
- ・橋梁等の大規模修繕・更新補助制度の創設

－地方公共団体職員向けの研修の充実

- ・技術レベルに合わせた研修の実施（年間1,000名程度）

－国による技術支援

- ・従来より行っている技術相談に加え、特に社会的な影響が大きく構造が複雑な施設等について「直轄診断」を本格実施^{※5}
- ・特に高度な技術を要する橋梁の緊急的な修繕については代行制度での事業着手

○技術力向上の取り組み

－技術者の育成・確保

- ・一定水準の技術力・技術者を育成・確保するため、点検・診断に関する資格制度を導入するとともにその有効性を検証

－技術開発の推進

- ・非破壊検査等の点検技術、補修・補強技術等に関して、現場のニーズに合った産学官連携による技術開発を予算の重点配分により推進

※1：平成26年7月迄に全ての都道府県毎に設置（全ての道路管理者により構成）

※2：平成26年度は25都道府県で実施

※3：平成26年度は道路橋の約6万橋（全体の約9%）を定期点検

※4：緊急輸送道路上の道路法以外の跨道橋の関係者により構成、平成26年度内に全ての都道府県毎に設置

※5：平成26年度は市町村管理の3橋梁を対象に試行

参2：橋長2m以上の橋梁